山梨県林業公社の廃止手続きについて

1 民事再生手続開始の申立てについて

公益財団法人山梨県林業公社(以下「公社」という。)は、7月15日(金)甲府地方 裁判所に対して民事再生手続開始の申立てを行い、7月22日(金)に甲府地方裁判所より同手続を開始する旨の決定が下された。

裁判所の監督のもと、県と金融機関に対する公社の債務を処理し、県が分収林を承継して事業を再生させるための法的手続き

2 申立人及び申立代理人

(1) 申立人(再生債務者): 公益財団法人 山梨県林業公社 理事長 荒井 洋幸

(2)申立代理人 : 三宅坂総合法律事務所 弁護士 野間 自子

同 野田 陽一

同 金井 俊樹

3 申立てに至る経緯

(1)公社の設立

昭和40年9月に山梨県の全額出捐により設立された公社は、これまで個人では森林整備が困難な土地所有者に代わり、人工林の造成・整備を行い、森林の有する公益的機能の発揮や、山村地域における就労の場の提供などに大きく貢献してきた。(平成28年3月末現在の契約面積は7,736ヘクタール)

また、こうした事業に必要な資金は、県、日本政策金融公庫などからの借入金により賄い、それを伐採収入により返済することとしていた。

(2)木材価格の低下等による採算性の悪化

公社の設立当初は国産木材価格が上昇傾向にあり、採算性を十分に確保でき、主伐が開始されればその販売収益により借入金債務を完済できるものと見込まれていた。

しかし、昭和55年以降の国産木材価格の長期的な低迷や労働単価の上昇等による必要 経費の増大により、伐採収入では森林整備に要した借入金の償還の見通しが立たない状況 となった。

(3)林業公社改革

このため、県では平成23年に、分収林事業の抜本的な改革を行った上で平成29年3 月を目途に林業公社を廃止する「財団法人林業公社改革プラン」を策定し、分収林土地所 有者との変更契約の締結など、5年間にわたって改革の取り組みを進めてきた。

(改革の概要)

債務の抑制を図るための分収割合の見直し

森林の持つ公益的機能に配慮した分収林の適切な管理を行うための契約期間の延長 分収林事業の県への移管 変更契約の状況(平成28年6月30日現在)

区分	件数・割合等					
総契約件数	3,377件					
契 約 済 件 数	2,384件					
	契約率 70.6%					
同意書取得件数	6 4 2 件					
同 意 件 数	3 , 0 2 6件(契約済件数+同意書取得件数)					
	同意率 89.6%					

(4)林業公社の廃止手続き

改革プランに基づき、分収林事業を確実に県が承継し、透明性の高い債務処理を行った 上で公社を廃止するため、民事再生手続きをとることとした。

実態貸借対照表概要(平成28年6月30日現在) (単位:百万円)

科目	金額
総資産	5,247
(うち森林資産)	(4,699)
総負債	26,120
(うち長期借入金及び利息)	(26,038)
正味財産	20,873

 【長期借入金の内訳】
 ・山梨県
 : 19,468百万円

 ・㈱日本政策金融公庫
 : 5,158百万円

・甲府信用金庫 : 1,412百万円

4 他県の林業公社の動向

昭和40年代、国の「拡大造林政策」により全国39都道府県に43林業公社が設立された。

その後、木材価格の低迷等により、いずれも厳しい経営状況となり、平成21年に総務省、林野庁、地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」が、経営が著しく悪化した林業公社について、その存廃を含む抜本的な見直しを検討すべき旨の報告書をまとめて以降、林業公社12法人が解散・合併等を行っている。(平成28年3月末現在、26都県に28公社が存在)

5 今後の公社廃止手続きの概要

概要

- 公社は改革プランに基づき、平成29年3月末に廃止することとし、準備を進めてきた。
- 平成 23 年の改革プラン策定時は平成 25 年度までとされていた第三セクター等改革推進債 (三セク債)の発行が、平成 28 年度まで延長されたことから、 県民負担の軽減や透明性の 確保、分収林事業の確実な県への承継などを図るため、三セク債を活用した民事再生手続き により公社を廃止することとした。
- 今後は、裁判所の監督のもと、最終的な債務処理に要する額を確定し、日本政策金融公庫などの債権者との協議を進め、県による分収林事業の再生を図っていく。

森林資産評価額に基づく債権放棄額

(1) 森林資産評価

○ 改革プランでは、平成 21 年度に公社を廃止した神奈川県の事例を参考に、平成 23 年度にすべての分収林を皆伐し、公社資産を清算することを前提に森林資産評価(清算価値)を算定した。

清算価値=時価評価であり、保育期間中の立木等、市場価値のない立木は評価されない。

○ 民事再生手続きにおける森林資産の評価は、総務省が定める「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」を基に、契約期間満了時までの収支額を算出し、 平成 28 年度時点に割戻して評価額(再生価値)を算定する手法となる。

再生価値 = 将来の伐採収入及び保育経費等を現在価値に割り戻した収支額を算出したもの

(2) 債権放棄額

○ 今後、裁判所により公社資産の調査が行われ評価額(再生価値)が決定されるが、申立 て時に公社が算定した森林資産評価額に基づく県の債権放棄額は次のとおり。

		債務残高	廃止時の森林資産	その他現金等の資産	債権放棄額 (A)-(B)-(C)						
		(A)	(B)	(C)							
民事再生 (再生価値)		195.0	47.0	(4.4) 0	148.0						
参 考	改革プラン (清算価値)	195.0	6.0	6.0	183.0						
 差		0	41.0	-6.0	-35.0						

民事再生では公社の残資産(想定4.4億円)を金融機関への弁済に充てるため債権放棄額には影響しない。

県民負担額の試算(改革プランとの比較)

債権放棄額 148.0億円 改革期間中の補助金 21.7億円 金融機関への償還金 62.7億円

分収林収支 80.8億円 県民負担額 151.6億円

小計 232.4 億円

- 再生価値評価に伴い森林資産の評価額が増加したため債権放棄額は35.0億円減少
- 民事再生手続きによる平成28年度の金融機関への償還金減少等により公社への補助金が3.3億円減少
- 〇 上記により償還金元金は増加したものの(2.4億円)、三セク債の活用により低利化、償還期間短縮により利子が減少したこと(11.4億円)や三セク債の利子に対する特別交付税措置(0.8億円)及び公社資産からの金融機関への現金弁済により(4.4億円)金融機関への償還金は14.2億円減少
- 県移行後の収支は債権放棄において再生価値で評価した森林資産を事業収益から減じるため、23.0億円減少
- 〇 以上により民事再生手続きにより改革プランに比べ、県民負担額は 15.3 億円減少し、151.6 億円程度となる 見込み。

単位:億円

	県債務	公社	債権	改革プ ラン期	県移行後の収支 金融機関への償還金 分収林収支						県民			
	模拐 残高 A	資産	資産	間中の 補助金 D	元金 F	利子 G	公社 からの 充当金 H	特別 交付税 措置 I	小計 E= F+G+ H+I	事業収支	森林 資産 K	小計 L= J+K	計 M= L-F	負担額 C+D- M
今回	195.0	47.0	148.0	21.7	65.4	2.5	-4.4	-0.8	62.7	127.8	-47.0	80.8	18.1	151.6
改革 フ ['] ラン	195.0	12.0	183.0	25.0	63.0	13.9	0	0	76.9	124.0	-6.0	118.0	41.1	166.9
差	0	35.0	-35.0	-3.3	2.4	-11.4	-4.4	-0.8	-14.2	3.8	-41.0	-37.2	-23.0	-15.3

民事再生手続きスケジュール(予定)

平成28年 7月15日 民事再生申立て

7月22日 民事再生手続開始決定

10月中旬 再生計画案提出

12月中~下旬 債権者(県・金融機関)による再生計画案の決議

再生計画案認可決定

平成29年 1月中~下旬 再生計画案に基づく弁済実行

3月末 分収造林事業の山梨県への移管・公社解散

【県議会の議決】

単位・倍円

債権者による再生計画案の決議(12月中~下旬予定)までには「債権放棄」及び「第三セクター等改革推進債の起債」についての御議決をお願いすることが必要(9月議会を予定)